

## 今後の立入検査における実施体制

## 保健所

## 【立入検査指導事項(様式6)】

- ①立入検査(1回目)  
▶ 勤改センターの支援を受けるよう指導

様式6を共有

## 【不適合事項通知(様式8)】

- ②立入検査(2回目) \* ①の次の立入検査  
▶ 様式8により、改善結果報告を求めること  
\* 提出期限は概ね3か月以内

様式8を共有

## 【改善勧告(様式9)】

- ③立入検査(3回目)  
\* 改善結果報告後または未提出の場合は提出期限後  
▶ 様式9による改善勧告、改善結果報告を求めること  
\* 提出期限は概ね2か月以内

様式9を共有

## 【改善命令等】

- ④立入検査(4回目)  
\* 改善勧告に応じた改善結果報告後または未提出の場合は提出期限後  
▶ 改善状況を確認し、改善の努力がなされていないと判断される場合  
検査結果を勤改センターへ共有

結果を共有

## 埼玉県勤改センター(医療人材課)

## 【立入検査指導事項(様式6)】

- 支援訪問(1回目)  
▶ 医療機関からの支援要請による支援訪問

## 【不適合事項通知(様式8)】

- 支援訪問(2回目) \* 改善報告提出期限内  
▶ 様式8に基づくプッシュ型支援訪問

## 【改善勧告(様式9)】

- 支援訪問(3回目) \* 改善報告提出期限内  
▶ 様式9に基づくプッシュ型支援訪問

## 【改善命令等】

- 支援訪問(4回目) \* 結果を受けてすみやかに  
▶ 改善状況を確認し、共有結果のとおり改善の努力がなされないと判断される場合には、医療法に基づく必要な措置  
\* 法第111条、126条、148条、150条、117条

行政指導

\* 行政指導は  
保健所長権限

行政処分

\* 行政処分は  
知事権限  
(部長委任)

勤改センターが実施した支援・措置内容は医療整備課・保健所に共有